下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和5年2月13日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-1

札幌市中央卸売市場水産棟4階

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係

電話:011-611-3111 FAX:011-611-3138

メールアドレス: shijo-nyusatsu@city. sapporo. jp

- 2 入札に付する事項
  - (1) 役務の名称

中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が建物清掃業に登録されており、かつ、A又はBの等級区分に該当する者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

### ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。 (イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同

- じ。) の関係にある場合
- (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第 11 号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第 15 号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第 348 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第 575 条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第 590 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第2項又は会社更生法第 67 条 第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。) を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる 資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第 1号に基づく建物清掃業又は同第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者 であること。
- (8) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内 として登録されている者であること。
- (9) 告示日を起点とした過去2年間において、入札告示で示した調達役務と同種の契約実績(仕様書に掲げる清掃対象延面積(12,032 m)以上の施設における清掃業務(契約が分割されていたとしても同一施設内の清掃対象延面積の合計が12,032 m以上)であり、かつ、6か月以上の契約期間であること)を有すること。
- 10 本告示に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年 法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組 合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産 業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に掲 げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれ かとすることができる。

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ。また、契約条項等は札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

(掲載先 URL: https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=33731)

(2) 入札書の受領期限

令和5年2月27日(月)17時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

令和5年2月28日(火)16時00分 札幌市経済観光局中央卸売市場水産棟4階 B会議室 (札幌市中央区北12条西20丁目2-1)

(4) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札 その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札 は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

#### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査 方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該候補者を、入札参加資格のない者のした入札と

見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、 その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以 上の価格のうち、最低の価格を持って入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者と して、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者(札幌市)は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿(様式1)及び業務従事者配置計画書(様式2)

業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者(以下「労働者」という。)の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿(様式1)」及び「業務従事者配置計画書(様式2)」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書(様式3)

労働者(上記(1)の「業務従事者名簿(様式1)」により報告のあった労働者)の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書(様式3)」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあっては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書(様式4)

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業 務従事者支給賃金状況報告書(様式4)を提出すること。

2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあっては、受託者は、上記1の書面のほか、契約約款 第 16 条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その 他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認で きる状態にすること。

- (1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
- (2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの

<sup>※</sup>この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 業務従事者名簿(一般用)

(あて先)札 幌 市 長

住 所 受託者 商号又は名称 代表者氏名

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

<u> </u>					•		1	
		f 名雇用年月日)		年 齢	雇用契約上の	所定労働時間等	社会保険の 加 入 状 況	
1	(	年月	日雇		日: 時間	週: 時間 注)を超える場合の適用制度	健康 保険 雇用	
	(	用)	<u>口惟</u>			・ 監視断続的労働 )	保険	
2					日: 時間		健康保険	
	(	年 月 用)	日雇			主)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
3					日: 時間		健康保険	
	(	年 月 用)	日雇			主)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
4					日: 時間	週: 時間	健康 保険	
	(	年 月 用)	日雇			主)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
5					日: 時間	週: 時間	健康 保険	
	(	年 月 用)	日雇			注)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
6					日: 時間	週: 時間	健康保険	
	(	年 月 用)	日雇			注)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
7					日: 時間	週: 時間	健康保険	
	(	年 月 用)	日雇		,	注)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
8					日: 時間	週: 時間	健康保険	
°	(	年 月 用)	日雇		所定労働時間が法定(注 (変形労働時間制	主)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
		-			日: 時間	週: 時間	健康 保険	
9	(	年 月 用)	日雇			主)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用 保険	
40					日: 時間	週: 時間	健康保険	
10	(	年 月 用)	日雇			注)を超える場合の適用制度 ・ 監視断続的労働 )	雇用保険	
	·				4年11月 / 1万川 レーテ		リーつき 40 D±BB \ #	

-(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間(原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間)を意味する。

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。

→ 労働時間(所定内) → 労働時間(<u>時間外</u>) — → 監視·断続的労働 休憩時間

業務名

<u>業務省</u>																												-
<b>分車</b>	従事者																									1 🛭	日の労働 (単位:₽	寺間)
従事 者	区分 (A·B·C)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	労働 時間	休憩 時間	変形 労働 時間制
	$A \cdot B \cdot C$					i											:											
	$A \cdot B \cdot C$																i											
	$A \cdot B \cdot C$																i											
	$A \cdot B \cdot C$																											
	$A \cdot B \cdot C$																:											
	A · B · C																											
	A · B · C																											
	A · B · C																											
	A · B · C																:											
	A · B · C																i											
										合			盲	t														
時間帯別 (1時間単	従事者人数 単位で記載)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	ローテ	労働者で ーション
А																											合は、	でいる場 業務従事
В																											1)に	(様式 より報告
	С																										働者に	べての労ついて記
台	計																										載する りませ	必要はあ ん。

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 業務従事者健康診断受診等状況報告書(一般用)

(あて先)札 幌 市 長

住 所 受託者 商号又は名称 代表者氏名

下記1の業務に日常的に従事(常駐)している労働者(「業務従事者名簿(様式1-1)」により報告した労働者)の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度(昨年4月~本年3月)の受診状況を下記2のとおり報告いたします。

1	業	務	名				記				
				(	業務履行期間:	年	月	日~	<del></del>	 月	— 日)

### 2 健康診断受診状況

	_	_		保険の 状 況		
	氏	名	健康保険	雇用	健康診断受診状況	備 考
					・受診済み(年月日)	
1					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし  備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
2					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし  備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
3					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし   備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
4					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし   備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
5					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし - 備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
6					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし - 備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
7					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・受診なし 備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
8					・ 受診予定 (年 月頃)	
					・ 受診なし  備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
9					・受診予定(年月頃)	
					・受診なし 備考欄に理由を記載	
					・受診済み(年月日)	
10					・受診予定(年月頃)	
					・ 受診なし  備考欄に理由を記載	

# 業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の年月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

業務名 作成者 (連絡先

業務従事者				所	定労働	時間(実績)	1月の	甘土外形能	月支給額内記 (時給・日給は月額		月支給	月~ 月末	社会保険 加入状況			
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続等	所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	基本給通勤	FB ② 助手当 I·家族手当	合計③ (①+②)	までの 賞与等	雇用保険	健康保険	備	考
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給•日給•時給								
	イ 40歳以上 65歳未満	В				• 監視 • 断続的労働		( ) III								
	ウ 65歳以上	С				・その他()		( )円								
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ 40歳以上 65歳未満	В				• 監視•断続的労働		( ) III								
	ウ 65歳以上	С				・その他()		( )円								
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ 40歳以上 65歳未満	В				• 監視 • 断続的労働		( ) III								
	ウ 65歳以上	С				・その他()		( )円								
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ 40歳以上 65歳未満	В				• 監視 • 断続的労働		( ) III								
	ウ 65歳以上	С				・その他()		( )円								
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ 40歳以上 65歳未満	В				• 監視•断続的労働		( ) III								
	ウ 65歳以上	С				・その他()		( )円								
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ40歳以上 65歳未満	В				• 監視•断続的労働		( ) III								
	ウ 65歳以上	С				・その他()		( )円								
	ア 40歳未満	Α				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ40歳以上 65歳未満	В				· 監視·断続的労働										
	ウ 65歳以上	С				・その他 ( )		( )円								
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制		月給・日給・時給								
	イ40歳以上 65歳未満	В				・監視・断続的労働										
	ウ 65歳以上	С				<ul><li>その他( )</li></ul>		( )円								

東京経等事子   所定労働時間(実績)	_						-				I I			15	<b>天工(4</b>		
Max	業務従事者				所	定労働	時間(実績)		#* - <b>1</b> - 6/\ m/ <del>-1</del> -/			月支給	   月~ 月末				
ORDEL   ORDER   December   ORDER   December   ORDER   December	No.	年齢	区分	日	週	月	時間を超えている場合	労働		給与A ① 基本給	給与B ② 通勤手当	合計③	までの	雇用	健康	備	考
************************************			Α				・変形労働時間制		月給·日給·時給								
Taux			В				• 監視 • 断続的労働		, , , , , ,								
***		ウ 65歳以上	С				・その他( )		( )円								
Suight			A				• 変形労働時間制		月給・日給・時給								
7 + 10歳未満   A   - 変形労働時間制   月給・日給・時給   1   1   1   1   1   1   1   1   1			В				• 監視 • 断続的労働		/ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\								
		ウ 65歳以上	С						( )円								
55歳未満			Α						月給・日給・時給								
7-00歳大済 A   20元以上   1.00歳大済 A   20元以上 B		65歳未満							( )								
									( )[]								
5-6歳以上 C									月給・日給・時給								
7 40歳未満 A 7 0歳未満 A 7 0歳未満 A 7 0歳未満 A 7 5歳未満 A 7 5歳以上 C 7 0歳未満 A 7 5歳未満 B 7 5歳以上 C 7 0歳未満 A 7 0歳以上 B 7 5 5歳以上 C 7 0歳未満 A 7 0歳未満 A 7 0歳未満 A 7 0歳以上 B 7 5 5歳以上 C 7 0歳未満 A 7 0歳以上 B 7 5 5歳以上 C 7 0歳未満 A 7 0歳以上 B 7 5 5歳以上 C 7 7 0歳未満 A 7 0歳未満 A 7 0歳未満 A 7 0歳以上 B 7 5 5歳以上 C 7 7 0歳未満 A 7 0歳以上 B 7 5 5歳以上 C 7 7 0歳未満 A 7 0歳未満 B 7 5 5歳以上 C 7 0歳 ( ) 円         月給・日給・時給 1月給・日給・時給 1月給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給		65歳未満							( )四								
イ40歳以上 65歳未満 76歳以上 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳									( )11								
65歳未満 ウ 65歳以上 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上 C     1 ・ 変形労働時間制 ・ 変形労働時間制 ・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ 65歳以上 ウ 65歳以上 ウ 65歳以上 ウ 65歳以上 ウ 65歳以上 C     月給・日給・時給 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で									月給・日給・時給								
7 40歳未満 40歳以上 65歳末満 7 40歳未満 7 40歳未満 65歳以上 7 40歳未満 65歳末満 7 40歳以上 65歳以上 7 40歳未満 65歳末満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳未満 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		65歳未満							( )円								
イ40歳以上 65歳未満 7 40歳未満 6 6歳以上 65歳未満 7 40歳以上 65歳未満 7 40歳と 8 5歳未満 8 7 40歳と 8 7 40 8									713								
ウ 65歳以上 C     ・その他( ) 円       ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 B ウ 65歳以上 C     ・変形労働時間制 ( ) 円       ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 B ウ 65歳以上 C     ・変形労働時間制 ( ) 円       ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 B ク 65歳以上 C     ・変形労働時間制 ( ) 円       ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 B ク 65歳未満 B り 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6									月給·日給·時給								
ア 40歳未満 A 10歳以上 B 0 65歳未満 P 0 65歳以上 C									( )円								
イ40歳以上 65歳以上 740歳以上 65歳未満 60歳未満 65歳以上 740歳以上 65歳以上 740歳以上 65歳以上 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 65歳未満 740歳以上 740歳 740歳以上 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳 740歳																	
ウ 65歳以上 C     ・ その他 ( ) ) 円       ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 A (40歳以上 65歳 A (40歳 A (40 (40 (40 (40 (40 (40 (40 (40 (40 (40		イ40歳以上							月給·日給·時給								
ア 40歳未満 イ 40歳以上 B イ 40歳以上 C       ・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ( ) )円         ア 40歳未満 A イ 40歳以上 B ウ 65歳以上 C       ・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・ をの他 ( ) )円         ア 40歳未満 A イ 40歳以上 C       ・変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ( ) )円         ア 40歳未満 A イ 40歳以上 B と 65歳未満 B と 1 を変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ を変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ を変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ と 変形労働時間制 ・ と 変形労働時間制 ・ と 変形労働時間制 ・ と 変形労働時間制 ・ と 変形労働 ・ と 変形 か 会 な な な な な な な な な な な な な な な な な な									( )円								
イ40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上 C     B     ・監視・断続的労働 ・その他( ) ) 円     ( ) )円       ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上 C     B     ・監視・断続的労働 ・その他( ) ) 円     月給・日給・時給 ・監視・断続的労働 ・その他( ) ) 円       ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 日 2     A     ・変形労働時間制 ・監視・断続的労働     月給・日給・時給 ・監視・断続的労働									D 60 D 60 D±60								
ウ65歳以上 C       ・その他( ) ( )円         ア40歳未満 A イ40歳以上 65歳未満 A イ40歳以上 65歳未満 A イ40歳以上 65歳未満 B ・変形労働時間制 ・医視・断続的労働 ・その他( ) 円       月給・日給・時給 ( )円		イ40歳以上							月稲・日稲・時紀								
ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 B ウ 65歳以上 C       ・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ( ) )円         ア 40歳未満 A (40歳以上 65歳未満 B )・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・監視・断続的労働 ・監視・断続的労働       月給・日給・時給 ・ 日給・時給 ・ 日給・日給・時給 ・ 日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日給・日									( )円								
イ40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上 7     B ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ( ) ) 円       ア 40歳未満 65歳未満 65歳未満     A ・ 監視・断続的労働         月給・日給・時給 ( ) 円			А						日於,日於,時於								
ウ 65歳以上 C     ・その他( )     ( )円       ア 40歳未満 A イ 40歳以上 65歳未満 B     ・監視・断続的労働     月給・日給・時給 ( )円		イ40歳以上					• 監視•断続的労働										
イ40歳以上 65歳未満     B       ・監視・断続的労働			С						( )円								
イ40歳以上 65歳未満     B     ・監視・断続的労働		ア 40歳未満	А				• 変形労働時間制		月給・日給・時給								
			В				• 監視•断続的労働		. እንጣ ተመሰተ <sub>ተን</sub> ህብ								
			С				<ul><li>その他( )</li></ul>		( )円								